



Title	<書評>S.-Ch. Raschmann, Baumwolle im türkischen Zentralasien, Wiesbaden 1995.
Author(s)	松井, 太
Citation	内陸アジア言語の研究. 1997, 12, p. 99-116
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/19551
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

＝書評＝

S.-Ch. Raschmann, *Baumwolle im türkischen Zentralasien: Philologische und wirtschaftshistorische Untersuchungen anhand der vorislamischen uigurischen Texte*. (Veröffentlichungen der Societas Uralo-Altaica, Vol.44) Wiesbaden, Harrassowitz Verlag, 1995. viii+219p.

松井 太

イスラム化以前の中央アジアの歴史において、棉布・絹布をはじめとする布帛類が、単に現物としてのみならず支払手段・通貨としても使用され、社会的・経済的に重要な役割を果たしていたことは、いまさら贅言するまでもない。9～14世紀に年代比定されるいわゆるウイグル語文献においても、棉布 (Uig. böz) が多数在証されている。本書の目的は、これらウイグル語文献中における棉布の在証例をもとに、ウイグル社会における棉布の社会的・経済的意義を説明することにある。

著者 Simone-Christiane Raschmann は古代テュルク言語学・文献学専攻。1992年、博士学位論文 *Philologische und wirtschaftshistorische Untersuchungen zur Bedeutung des Baumwollstoffes (Böz) anhand der alttürkischen Texte aus Zentralasien (9.-14. Jh. u.Z.)* により、フンボルト大学から学位取得。現在はゲッティンゲン科学アカデミー・ドイツ所蔵東方写本目録編成部 (Göttinger Akademie der Wissenschaften, Katalogisierung der Orientalischen Handschriften in Deutschland) に所属し、ウイグル語文献に関する専論を活発に発表している。本書は、前述の博士学位論文に増補・訂正を加え、ウラル＝アルタイ学協会叢書 (*Veröffentlichungen der Societas Uralo Altaica*) の第44巻として公刊したものである。

19世紀末から20世紀初頭にかけて各国の中央アジア探検によりウイグル語文献が発掘・将来されてからほぼ1世紀を経て、その文献学的研究はめざましい進歩を遂げている。ウイグル語文献の大半を占める宗教典籍類に関しては、続々と未発表文献が解説・発表され、対応する諸言語テキストとの同定が進められている。その一方で、より歴史学者の興味をひく俗文書(リスト・帳簿類を

含む)についても、1928年の刊行以来基本資料集となっていた USp を補足・修正さらには凌駕する資料集として、MOTH, SUK などがあいついで出版された。本書は、このようなウイグル語文献研究の進展の成果として提出された最新のテキストに依拠しつつ、また著者自身による多数の未発表ウイグル語文献の調査をもふまえた労作である。近年、欧米のテュルク学・ウイグル学界では、宗教典籍の文献学的研究が主流となり、判読困難な半楷書体や草書体で書かれた俗文書は敬遠される傾向にあるだけに、俗文書をも対象とした本書は大いに関心を集めている⁽¹⁾。また、日本のウイグル学者がその精力を傾注し、評者も関心を持っている、ウイグル語文献の歴史資料としての利用をめざす立場からも、注目すべき著作であることは疑いない。本書を紹介するゆえんである。

本書は、大きく分けて前後2つの部分から構成される。前半部は第1章～第7章からなり、著者の議論が提出される研究編の性格をもつ。後半は、前半部の研究編が依拠するところのウイグル語文献中の在証テキストを提示する資料集がその主要部である。以下に本書の目次を和訳して掲げ、続いて各章ごとに内容を紹介する。

前言

第1章 導論

1.1 テーマの地理的・歴史的設定

第2章 現在の新疆地域における棉花の伝播と利用の開始に関する史料

2.1 文献史料

2.2 考古資料

第3章 bōz の語源について

第4章 棉花栽培と棉花の加工

4.1 kápāz「原棉」

4.2 栽培と紡績準備のための加工の段階

4.3 紡績

4.4 織布

4.5 棉布の加工

(1) すでに Laut [1996]により書評が加えられている。また M. Erdal も *Wiener Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes* 誌上に書評を発表する予定と聞く。

第5章 böz の特定化

- 5.1 量・寸法の表示⁽²⁾
商業基準
- 5.2 品質基準
- 5.3 地名表示
- 5.4 用途
- 5.5 色彩表示
- 5.6 その他の表示

第6章 böz のさまざまな応用

- 6.1 支払手段としての böz
- 6.2 賦税としての böz
- 6.3 商品・貢納品としての böz
- 6.4 貸借物件としての böz
- 6.5 賃借料としての böz
- 6.6 小作料としての böz
- 6.7 服地としての böz
- 6.8 画布としての böz
- 6.9 筆記用布としての böz
- 6.10 医術における böz
- 6.11 贈り物・喜捨としての böz

第7章 böz 「棉布」と「(棉の) 衣服」

資料集

資料索引

略号表・文献目録

語彙索引

第1章 [pp.1-12] : 9～14世紀の高昌ウイグル王国における棉布の経済的・文化的意義を解明することが、本書の目的として表明される。ついで本書が依拠するウイグル語文献に関する基礎的知識、および漠北時代から東部天山地方への移住を経てモンゴル支配に属するまでのウイグル族の歴史・経済を、先行研究に拠りつつ概説する。

(2) 本書目次にはなく、本文においても実際には節番号が付されていないが、本来は1節を構成するはずだったものと思われる。

第2章 [pp.13-19] : 正史を中心とする文献史料と沙比提 [1973] の考古発掘報告により、高昌を中心とするトゥルファン盆地では紀元後3世紀以降から棉花栽培・棉布生産が開始されていたことを紹介する。ただし文献史料として、さまざまな種類の棉布類に関する記事を含む高昌国時代・唐代のトゥルファン出土漢文文書にも言及する必要がある。⁽³⁾

第3章 [pp.20-25] : 棉布をあらわすウイグル語 *böz* の語源に関する先行研究を整理する。*böz* の語源はまず Laufer [1919] によりギリシア語 *byssos* (*byssos*) に求められ、さらにこの Gr. *byssos* ないし Uig. *böz* と関係をもつとみられる各言語の「棉布」を意味する単語として、アラビア語 *bazz*, シリア語 *buz ~ büšā*, チュヴァシ語 *pir ~ pit ~ püs ~ piši*, トルクメン語 *biz* などが, Bang [1921], Ecsedy [1975], Róna-Tas [1975] らによってとりあげられている。しかし、これらの相互関係や借用経路についてはいまだ不明の点が多い。著者はこれらの語に加えて, Sims-Williams & Hamilton [1990] により公刊された敦煌出土ソグド語文書中の *wšyny* を紹介するが、この *wšyny* が Uig. *böz* の語源であった可能性については「歴史状況に鑑みてもっともありそうなことと考えられるが、それでも現存の史料状況では直接の証拠は指摘できない」と述べるにとどまる。

以上の3章は、次章以降での本格的議論のための序論ともいえるべき部分を構成している。それゆえ、特に目新しい論点はないが、著者は先行研究およびそこで紹介されている史料・資料を的確に把握しつつ、専門外の読者に基礎的知識を提供しているといえる。これに対して、第4章以降では、いよいよウイグル語文献の記事を本格的に利用した議論が展開される。

第4章 [pp.26-39] : 主にウイグル語訳『弥勒会见記 (Maitrisimit) 』中の棉布織造に関する記事と、今世紀初頭に現地を調査した Golomb [1959] の報告との比較検討により、9～14世紀のウイグル社会の紡績・織布行程関連語彙を抽出する。著者 [pp.31-32] も留意しているように、『弥勒会见記』はトカラ語原典から

(3) これら中央アジアの棉布生産に関する編纂史料・出土文書史料は、宮崎純一 [1982] が要領よくまとめている。ただし、トゥルファン出土文書に関する言及は、現在の史料状況からは不十分である。

の翻訳であるから、その記事をそのまま西ウイグル期～モンゴル期の社会的実態とみなすことには慎重となる必要があるが、一般的な紡績・織布技術と『弥勒会见記』の記事との対応は興味深い。また、これまで未解明の yiti (~säkiz) tüstäki を棉布の品質(=密度)ないしは織り幅の指標とみなし、「一定の長さの^{おさ}箒の上に7(ないし8)本の歯がある織機で織られた」と解釈したこと [pp.37-38] は、織機の構造や織布技術に着眼した点で新鮮である。

第5章 [pp.40-63]: ウイグル語文献中において, böz にさまざまな特定化 (Spezifikation) をあたえる術語を「量・寸法の表示; 商業基準; 品質基準; 地名表示; 用途; 色彩表示; その他の表示」に分類するとともに、その検討を試みる。著者のテュルク言語学・文献学の素養と、その独創性が大いに発揮されている部分である。以下に、本章で検討されている術語と、それらに対する著者の解釈を紹介しよう。

量・寸法の表示: bay, iki bay 「端, 匹」; čir (< Chin. 尺) 「尺」; inlig 「尋」; köl(ü)k (1頭の駄獣で運べる量); qarī 「尺」; qulač 「尋」; singar 「半分もの」; qat 「(巻かれた) 1 かさね」; yitiz 「幅広の」; song (< Chin. 雙)

商業基準: šuuluy (~šuluy) tamyalıy 「官印のある」; ... kidini (~kidinintä) yorır 「~の地域⁽⁴⁾で通用する」; iki uçī kinlig 「両端⁽⁵⁾に間道のある」

品質基準: čirarī bözi 「紡ぎ車(で紡がれた糸で織られた)棉布」; yinčgä ~ inčgä 「繊細な, 上質の」; kaš (< Skt. kāśī) böz 「Kāśī (産の上質) 棉布」; qalın 「厚手の」; tas/taš 「粗悪な/外衣用の」; yoyun 「厚手の」;

(4) 著者が kidin を “Region” と解釈するのは Zieme [1980, AoF 7, pp.211-212] の旧説に回帰するものであるが、もはや無意味である。すでに森安孝夫 [1989, pp.54-59; 1995, pp.69-72] は、この kidin が「バザール, 市場, 商店街」を意味することを、漢語との対訳例から解明しており、SUK も森安説を採用している [SUK 2, p.261]。また、マニ教文献中にも Uig. kidin / Sogd. w'crn “Bazaar” の対応例が発見されている [Zieme, in print]。

(5) kinlig 「間道」とは、布帛が盗剪されていないことを示すためにあらかじめ余分に織り込まれた色彩布地である [森安 1989, pp.59-60]。

yumšaq ~ yumšaqraq「軟質の」; yuqaqia「きわめて軟質の」

地名表示: qočo bözi「高昌の棉布」; solmī bözi「ソルミ (= 焉耆, カラ
シャル) の棉布」

用途: bāzāgü kārīg bōz「彩色用に張られた棉布」; kādgü (tonayū) bōz「は
おるべき(着るべき)棉布」; tonluq bōz「衣服用棉布」; yoyluq bōz「布
地用棉布」; yunglaqlıq bōz「通貨用棉布」

色彩表示: ala bōz「まだらの棉布」; altun, altun önglög, altun yaltrıqlay「金
色の」; qızıl「赤い, 紅い」; yürüng ~ yürüng-ış bōz「白い棉布」

その他の表示: sanggadi kražanıg bözi「Saṅghāṭi という僧衣の棉布」;
košomok bōz「亜麻布の衣服」; yoriq ~ yoruq「通行用の」

ただし、これらの術語に対する著者の分析は、あくまでもテュルク言語学
的・文献学的立場からする辞書レベル・語彙レベルでの考察にとどまっ
ている。とりわけ、俗文書に在証される術語がもっていたであろう歴史的
背景、換言すれば、これらの術語によって特定化される棉布の実態につい
ての歴史的考察が十分とはいえない。特に、西ウイグル期～モンゴル期に
流通していた棉布の実態を考察するにあたっては、先行する唐代トウ
ルファンにおける状況との比較が有効となることは、容易に理解される
であろう。その例として、棉布の計量単位として用いられる bay ~ iki bay, 棉布の規格を示す šuuluq (~ šuluq) tamyalıy に関する著者の説について、若干の再検討を試みたい。

bay, iki bay [pp.42-44]: すでに山田信夫 [IV, pp.186-187; VI, pp.175, 215; XII, pp.495-496] が, Chin. 端 / Uig. bay という『慈恩伝』での対訳例を中国の匹端制と関連させ, 「bay = 端, iki bay = 2 端 = 1 匹」との対応関係を示したことは周知の通りである。著者も全面的にこの山田説を踏襲している。⁽⁶⁾

しかし、この山田説に対して、荒川正晴 [1994, pp.112-115] は詳細に検討を加え、ウイグル文書中の bay が半端 (= 2 丈 5 尺) ないし半匹 (= 2 丈) に相当

(6) Laut [1996, p.364] がこの山田説に言及せず、著者の説を “wichtige neue Vorschläge und Erkenntnisse” (強調は評者) の一つとして紹介しているのは遺憾である。

し、それに対して iki bay が 1 端 (= 5 丈) ないし 1 匹 (= 4 丈) に相当する可能性を指摘した。荒川の指摘は、① 1 匹 = 2 端 = 4 丈 = 40 尺の匹端制は先秦時代のものであって北魏時代以降は変遷が見られ、唐代には 1 匹の長さは 4 丈 = 40 尺、1 端は 5 丈 = 50 尺 (匹・端とも幅は 1 尺 8 寸) となったこと、② 実際の税布徴収・財政支出・市場での流通においては 1 端・1 匹単位の布帛と半端・半匹単位の布帛とが同様に使用されたこと、③ 唐の高昌国征服によってこの匹端制が租庸調制とともに敦煌やトゥルフアン地域に導入されたこと、④ おそらく西ウイグルもこの唐制を踏襲したと思われること、を論拠とする。

ここで評者は、Text-Nr.16 (SUK Mi20, ll.7-8) の iki yarım baylıq böz 「2.5 bay ものの棉布」という表現に着目したい。著者 [p.43] も解釈に苦勞するように、この「2.5 bay もの」は、確かに数字としていささか中途半端である、しかしながら、仮に頻出する iki bay (~ iki baylıq ~ ikilik) 「2 bay もの」を山田説に従って 1 匹 (= 唐制の 4 丈) と解釈すれば、この「2.5 bay もの」は唐制の 1 端 (= 5 丈) に、また bay は唐制の半匹 (= 2 丈) に相当することとなる。このように考えれば、ウイグル文書中の bay, iki bay, iki yarım baylıq という棉布の規格は、唐代に流通していた布帛類の規格の体系と、きわめて整合的に説明される。

従って、評者は、荒川による bay, iki bay の解釈をより限定し、ウイグル語の bay は唐制の半匹 = 2 丈、iki bay は唐制の 1 匹 (= 4 丈) に相当するものであったと考える。これは iki bay = 1 匹とする山田以来の通説を支持するものであるが、bay を安易に「端」に対応させることには従えない。⁽⁷⁾

šuuluy (~ šuluy) tamyalıy [pp.48-50] : 著者は、河西地方出土の漢代絹布が幅・長さ・重さ・通貨としての価値・生産地に関する銘文を有していたことに着想を得つつ、これまで明解のなかった šuuluy 「šu (~šuu) のある」について、「šuuluy は Chin. 署『官庁；書くこと、記入すること』からの派生語であり、古代テュルク人のあいだにも布帛に公的な銘文が記されていたことの証明である」と述べる

(7) ウイグル語訳「慈恩伝」で「端」が bay と対訳されているのは、唐制の半匹が先秦時代の 1 端に相当することと何らかの関連があろう。

[p.50]. ところが、著者は語彙索引[p.217]では *šuuluy tamyalıy* をまとめて “mit amtlichem Siegel versehen” と紹介しており、一貫していない。

しかしながら、すでに多数発見・報告されているトゥルファン出土の唐代税布(庸調布・租布)にも、品質・規格を保証するための官印が捺されるとともに、その輸納地・輸納者の氏名・輸納物(庸調布・租布の区別)・輸納年月日が記入されている[e.g. Stein 1928, pl.CXXVII; 仁井田 1940; 關尾 1989]. 出土地域および年代からみて、著者の言及する布帛よりも、これら唐代税布がより直接的にウイグル文書中の *šuuluy tamyalıy böz* に関連するものであることは明白である。従って、著者が最初に考えたように、*šuuluy* は輸納地・輸納者名その他の事項が記入されていることを示すものに相違ない。ウイグル語でこれらの事項が記されている布帛の現物が発見されていないことは著者[p.50]の言う通りであるが、唐代の税布が西ウイグル期以降にもそのまま流通している可能性も十分にある。

また、著者は *šuu* ~ *šu* の語源を「署(**šiwu*)」と考えたが、評者は「書(**šiwu*)」の可能性が高いと考える。⁽⁸⁾ なぜなら、やはり唐代の税布に関して、『大唐六典』には「其調，皆書・印」との規定があり[仁井田 1940, p.251]、この「書・印」は *šuuluy tamyalıy* との一脈の関連を感じさせるからである。ウイグル語訳『慈恩伝』でも「書」は *šo* と音写されている[庄垣内 1982, pp.35, 151].

これらの点をふまえ、評者は、*šuuluy* を「書銘のある；書押のある」と訳すことを提案する。⁽⁹⁾

この他にも、例えば、*tonluq böz*「衣服用棉布」と *yoyluq böz*「布地用棉布」とは具体的にどのように異なるのか、あるいは同一の実体に別の呼称が与えられているのか、といった疑問が生じる。同様の疑問は、ともに「厚い、厚手の」を

(8) 中古音は Karlgren [1957, Nos.45r, 45t] による。

(9) 本書刊行前に博士論文の段階での著者の説を知り得た SUK は *šuuluy* に「署名のある」との訳を与える[SUK 2, p.285; SUK 1 [359], 編者註 p.211*2]. しかし上にみたように、唐代の税布に記されるのは納税者の「名」だけとは限らないので、あえて別案を提示する。

意味する *qalin, yoyun* にもあてはまる。これらの術語の実態を考察するにあたって、先行するトゥルファン・敦煌出土文書にみえる布帛関連の術語との比較が、おそらく有効であると思われる。今後の課題として指摘しておきたい。

また、前章についても述べたように、宗教文献中の術語については、単に文献上の翻訳のためだけに用いられたものにすぎないという可能性にも常に注意しなければならない。例えば *kaš bōz* は4件の在証文献すべてが非ウイグル語から翻訳された宗教文献であり、また *qat, bir šong, yuqaqia* なども宗教文献中に一度しか在証されない術語である。これらの術語が現実には社会的・経済的な意味を有していたか、評者には疑問である。術語の分類に際しては、俗文書に在証される術語と、宗教文献のみに在証される術語とに分類するのも有効ではないだろうか。

さらに、本章だけでなく本書全体に関わる問題であるが、棉布に関連する術語としては *quanpu* 「官布」(< Chin. 官布)を積極的にとりあげるべきであった。なぜなら、森安孝夫[1991, pp.52-54]によれば、敦煌文書にみえる官布が麻布と考えられるのに対し、トゥルファンのウイグル文書に見える官布は棉布である可能性が高いからである。さらに森安は、官布の在証されるウイグル文書が相対的に古い特徴を有するのに対して、相対的に新しいウイグル文書には官布が現われなくなる傾向を指摘し、その背景として、西ウイグル王国からモンゴル支配へという政治的変動とそれともなう貨幣体系・税体系の変化を想定している。これは著者が副題に掲げる棉布の「経済史的研究」にとって重要な指摘であるが、著者がこれを見落としているのは残念である。

第6章 [pp.64-95]：棉布実用の諸局面を幅広く抽出する。このうち第1節～第6節が、本書の副題である「イスラム化以前のウイグル文献による文献学的・経済史的研究」のうち「経済史的研究」に相当する部分を構成しており、歴史学の立場から最も興味を惹く部分である。

まず第1節 [pp.64-71] では、主に売買契約文書にみえる支払手段としての棉布の利用例を抽出し、棉布で支払われる売買物件(土地、ブドウ園、奴隷、馬、

衣服)の価格について考察する。土地・ブドウ園売買に関してはその絶対面積が契約文書中に明記されず、また馬・衣服などは実例が少ないので、売買価格を相互に比較することは困難であるが、著者は緞子 (tavar) 借用の返済額と13歳の男児奴隷の売買価格がともに 50 böz, ブドウ園の一部と男奴隷の売買価格がともに100 böz であるという実例を発見している[p.70]。積年の課題であるウイグル文書中の通貨(棉布・官布, 銀・鈔ほか)と価格の問題の解明に向けて、微細ではあるが重要な発見である。なお、奴隷の価格については山田信夫[VI, p.175]が奴隷 1 人 $\div$ 100 böz (ないし官布) $\div$ 銀50両 $\div$ 銀 1 錠($\div$ 鈔 9 錠)という関係を抽出しており、また Zieme [1976, AoF 4, p.244] も土地売買における官布の価格を考察している。著者はこれらの研究成果にも言及すべきであった。

第 2 節 [pp.71-78] では棉布が税として納入される在証例が検討される。周知のように、トゥルファン出土のウイグル文書・モンゴル文書にみえるさまざまな税目の実態および税制の運用などについては、物価問題と同様、ほとんど不明に近い。著者の議論も、このような現状を画期的に打開したとはいえない。しかしながら、1 度あたりの棉布納入額が売買契約における物件の価格よりかなり少ないこと、また 2 つのリスト文書 Text-Nm.82, 25 (USp 33, 91) にみえる「ハン(xan) 税」の額に差があることなどに注目し、同一年内に税が反復賦課された可能性を指摘した点などは、ウイグルスタンにおける税制を考察する上で留意すべきである。また、これまで少なかったクプチル (qubčir) 税の在証例 (Text-Nr.53) を新たに発見したのも著者の功績である。

第 3 節 [pp.78-81] では、まず中国側漢文史料にみえる西ウイグルの貢納記事に言及した後、主に商業関係の書簡の在証例をもとに、棉布が商品として交易されている状況を指摘する。第 4 節 [pp.81-85] では消費貸借契約にみえる借用物件ないし返済物件としての棉布、第 5 節 [pp.85-87] では動産貸借の在証例をもとに賃借料としての棉布について検討する。第 6 節 [p.87] では、土地貸借の小作料が棉布で支払われた例として、Text-Nr.17 (SUK Mi23) の在証例を指摘す

(10) これは著者の旧稿 [Raschmann 1992, AoF 19, pp.158-159] に基づく議論である。

る。しかし、著者も記すように、この文書は「返還証文 (yantut bitig)」であるから、この文書およびそこで授受されている棉布の性格を決定するには、なお議論が必要であろう [cf. 山田 IV, p.186; SUK 2, p.169].

つづく第7節～第10節 [pp.88-93] では、服地・画布・筆記用布・医療用具など、棉布の布帛本来の機能にもとづく利用を示す在証例をとりあげ、第11節 [pp.94-95] では棉布が贈物・喜捨として用いられている在証例に言及する。ただし、この5節で用いられている在証例の多くは宗教典籍の翻訳文献であり、やはり実際の社会生活を反映しているかについて考慮する必要がある。

第7章 [pp.96-101] : Uig. böz が「棉布」以外に「衣服」を意味し得たことを論じる。その根拠は、漢文原典の「衣；衣服」が böz と対訳される宗教文献中の在証例である。計11箇所対訳在証例のうち8箇所が『慈恩伝』に集中しているが、敦煌藏経洞出土の『善惡二王子経』[cf. Hamilton 1971] が含まれることを考慮すると、9～14世紀のウイグル語において、少なくとも訳経の際には böz が「衣服」を意味することは十分にあり得たものと考えられる。本章はウイグル言語学・語彙研究に対する重要な寄与といえる。さらに著者は、俗文書にみえる kápáz bözi (Text-Nrn.43, 111c), iç böz, taş böz (Text-Nrn.104-107) も、それぞれ「棉衣」「內衣」「外衣」を意味するとする。この点に関しては、在証例が少なくその文脈も明瞭でない現在ではにわかには従えないが、傾聴すべき指摘である。

資料集 [pp.103-187] では、本書で利用された計113件のウイグル語文献について、所蔵番号・先行研究・資料内容、テキスト転写・独訳が掲げられる。引用されているウイグル語文献は、ベルリン・サンクトペテルブルグ・パリ・イスタンブル・京都(龍谷大学)・中国の各コレクションにわたる。著者は可能な限り実見調査を行ない、また現在行方不明の資料についても、すべて写真複製により原テキストを確認している。全113件のうち⁽¹¹⁾52件は、これまでテキスト・写真とも未発表であり、著者によって新たに解説され、学界に紹介されたもので

(11) Text-Nrn. 1, 5-7, 10, 23, 24, 29, 31-44, 46-48, 50-61, 64-72, 74-79, 85. そのうち Nrn.74-79 は、文書現物は行方不明ながら、イスタンブル大学に写真が所蔵されており、著者は O.F. Sertkaya の協力を得てこれらの写真を利用している。

ある。さらに、各テキストの在証例からどのような議論が導かれているかを容易に参照できるよう、各々の独訳に続いて本書第1章～第7章での引用ページ数が記されているのは、いきとどいた配慮である。

ただし、写真複製は掲載されておらず、また転写テキストも棉布(bōz)の在証箇所を中心とする部分的引用に限られている。いずれも紙幅の関係から割愛せざるを得なかったものであろうが、結果的に資料集としては不完全なのが惜しまれる。とりわけ、上述の52件の新資料については、その写真複製あるいは全テキスト転写を、すでに発表・公刊されているテキストの部分的引用に優先して提出する方法もあったのではないだろうか。もちろん、これは望蜀の願いであって、多数の新資料を初めて学界に紹介した著者の功績はまことに大きく、その努力に敬意を表したい。

資料索引 [pp.188-191] にはこれらウイグル語文献の所蔵番号・原番号・USp 番号がリストアップされている。ここでも欲を言えば、Intro. 番号・SUK 番号も対照されていればより便利であったらう。略号表・文献目録 [pp.192-208] のあとに付されている語彙索引 [pp.209-219] も、網羅的ではないが、本書の議論に関する主要なキーワードについて一覧することができ、有用である。

以上、評者の関心に従うあまり、いささか偏頗な内容紹介となった。この点、読者のご寛恕を乞うものである。

本書を通読した結果、本書がウイグル語文献の在証例から棉布利用の諸相を幅広く抽出することに成功していることは、率直に評価できる。ただし同時に、歴史学の側からは、これらの諸相が9～14世紀を通じて存続し得たのか、あるいは個々の相が時間的・空間的にごく限られた事象であったのか、相互にどのように関連しているのか、といった疑問が生じるであろう。例えば、著者はしばしばMOTH所収文書を利用しているが、これらは11世紀以前に年代比定される敦煌藏経洞出土文書であり、そこから導き出される事象を、著者が第1章で提示した「9～14世紀の高昌ウイグル王国」に通有のものと理解するためには、何らかの歴史的前提が必要である。この点、著者の念頭にある時間的・空

間的設定はいささか曖昧であるとの印象は否めない。また、すでに何度か言及したような、宗教文献か俗文書かという性格の相違、あるいは相対的な時代差⁽¹²⁾といった在証文献の歴史性に対する配慮の不足も、これと通底する問題といえる。総評にあたり、本書の副題である「イスラム化以前のウイグル語文献による文献学的・経済史的研究」のうち、本書の重心はあくまでも在証例を「文献学的」に提示することであり、その在証例に対する歴史的・「経済史的」考察が手薄であることを指摘せざるを得ない。

しかしながら、著者の専攻分野が言語学・文献学である以上、このような瑕疵をもって本書の価値を軽視するのは不当である。今後、中央アジアで流通していた棉布・布帛類を通時的に比較研究する際には、本書の提示する多数の在証例と、それに基づく著者の議論を、積極的・批判的に利用することが不可欠となるだろう。その点で、ウイグル文書研究者だけでなく、これまでウイグル語文献に興味を持ちながらそれらを直接には読解できなかった研究者にとっても、本書の持つ意義は大きい。著者の議論を検証・深化させ、文献学的研究としての本書が残した問題を解決していくことは、中央アジア歴史研究の側にゆだねられているといえる。

ところで、評者は1997年2月～3月にかけてベルリンを訪問し、当地の各機関が所蔵するウイグル語・モンゴル語文献を実見・調査する機会に恵まれた。⁽¹³⁾ そのなかには本書で利用されたウイグル語文献も多く含まれる。以下には、この調査で得た知見をもふまえつつ、本書での議論に関する若干の細かい点を、評者が気付いた範囲で指摘する。また、単純な誤解・誤植なども、あわせて訂正しておきたい。

(12) ウイグル文書の相対的時代判定の指標については、森安孝夫の一連の研究[1990, pp.69-72; 1994, pp.63-83; 1995, pp.79-81]を参照せよ。

(13) 評者の訪独調査に際しては、ベルリン＝ブランデンブルク科学アカデミー・トゥルフアン研究班(Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften, Akademievorhaben Turfanforschung)のProf. Werner Sundermann, Prof. Peter Zieme,ならびに本書の著者Dr. Raschmann自身に多大の便宜を図っていただいた。この場を借り、特記して深甚の謝意を表する。

p.3 : 本書の表記法に従えば、安祿山は An-lu shan ではなく An Lushan とすべき。周知の通り、祿山は Sogd. rwxšn “Light” を漢字音写した人名である。

pp.6-7 : 高昌を中心とするトゥルファン盆地における農業形態を概観するにあたり、著者は、すでに西ウイグル期の段階で灌漑用地下水路であるカーレーズ (kāriž) が利用されていたとし、最後に “Unklar ist jedoch die Herkunft und der Zeitpunkt der Anlage dieser Form unterirdischer Bewässerungsanlagen” と結論する。しかし、カーレーズの東トルキスタンへの導入は18～19世紀に始まることが定説となっている [e.g. 堀 1983]。一方、著者の依拠する王延徳『高昌行紀』の「有水，源出金嶺，導之周圍國城，以溉田園，作水磴」(『宋史』卷490, 中華書局版, p.14111) という記事も、明らかに表面水路による灌漑に言及するものである。当時の農業形態・景観をできるだけ正確に把握することはウイグル文書の内容とその歴史的背景の理解に際して不可欠なので、あえて注意を喚起する。

p.15 : 百衲本『新唐書』地理志・西州交河郡の条の出典の (Kap.40, 8b) は (Kap.40, 10b) に訂正すべき (中華書局版では p.1046)。また蛇足ながら、同史料中の「西州」は普通名詞的に “westlichen Region” と独訳すべきではなく、p.4 と同様に “Xizhou (= Qoço)” とすべきであろう。

pp.26-27 : Text-Nr.28 (USp 88, 1.39) の böz yir を「棉布 (を作るため) の土地」から転じて「棉花畑」を意味する熟語と想定するのは、Zieme [1981, AoF 8, pp.252-253] に従うものである。しかし、当該の böz と yir との間に句読点が存在することは、Zieme が提出した図版 [Taf.XXI] から明らかであり、この解釈には無理がある。著者がこの直後で独訳するように、本処の böz は borluq 「ブドウ園」に課される税としての棉布、yir は「ブドウ園」に対置される「田地」とみなすべきである。

p.28 : bantatu 「絹」については、本書刊行後 Zieme [1995, esp. pp.490-492] が詳細な議論を展開している。

p.44 : Text-Nr.8 の在証例のうち、ygrmi čigin : iki qırq čiy の部分が漢文原典に欠けているとするのは誤解である。漢文原典『千眼千手觀世音菩薩陀羅尼神呪

經』の当該箇所(『大正新修大藏經』卷20, No. 1057, 93c7)には、正しく「二十肘、此土三丈二尺」との対応テキストが存在する。

pp.46-47 : *singar* について、著者は Pelliot Ouïgour 10 の在証例 *tört otuz singar torqu* (1.1); *üč yigirmi singar torqu* *luy tavar* (1.4) を、それぞれ “24 Hälften Seide; 14 Hälften Seidenwaren” と訳し、「24の半分もの (24×0.5) の絹; 14の半分もの (14×0.5) の絹の商品」と解釈している (1.4 の “14” は明らかに “13” の誤植)。しかし、この際に本文書の出典として引用されている MOTH [pp.171-172] の解釈は “*vingt-quatre et demie pièces de soie; des marchandises de soie au nombre de treize pièces et demie*” (強調は評者) と、著者とは相違している。いずれの解釈が正しいかは即断できないが、少なくとも註記が必要である。

p.74 : Text-Nr.81 (USp 38, 1.11) で Radloff が *tüdüñ birmiš-tä* と読んだ箇所を、著者は *torpaq birmiš-tä* と訂正し、*torpaq* を *topraq* “dry ground” [ED, p.443] の誤りとみなし、さらに *topraq birmiš* を棉布によって納入される「地稅」と解釈する。しかしながら、当該箇所は問題なく *turpan barmiš-ta* 「トゥルフアン (へ) 行ったときに」と読めるので、著者の解釈は根拠を失うと評者は考える。

p.76 : Text-Nr.81, 82 (USp 38, 33) に登場する *ilči* を「使者」と即断するのは、いささか慎重さを欠く。この両文書はいわゆる「準カイイムトゥ文書」であり、これらの *ilči* は人名「イルチ」である可能性も高い [山田 XVI, esp. pp.39-40]。

p.86 : 評者の考えでは、Text-Nr.67 は、棉布やその他の物件の供出を命じる行政文書であって貸借契約ではなく、「賃借料としての棉布」の在証例としては不适当である。なお、著者が *säkiz on ulay* 「80頭の駅伝馬」と読んだ箇所は、*säkiz at ulay* 「8頭の駅伝馬」と読むのが正しい。

p.88 : *ton ätük* に関連して言及される Text-Nr.65 は Text-Nr.5 の誤植。

pp.94-95 : Text-Nr.50 も喜捨としての棉布の在証例に追加すべきである。評者が実見したところ、この文書は *lab* (< Skt. *labha*) 「喜捨、寄進」[cf. Zieme 1979,

(14) この文書の現物は行方不明であり、評者は著者のご好意によりベルリン＝ブランデンブルク科学アカデミー所蔵の写真を参照できた。あらためて謝意を表する。

AoF 6, pp.275-277] という語が 11.9,19 にみえ、またその前後の文脈から、おそらく仏事に際しての喜捨・寄進物リストと考えられる。

p.126 : Chin. 立機 > Uig. livki ~ läwki; Sogd. lypky は、これまで敦煌出土の漢文文書・ウイグル文書およびソグド語文書には在証されていたが、トゥルファン出土文書には在証されていなかった [MOTH, pp.129-131, 142; Sims-Williams & Hamilton 1990, pp.57-58; 森安 1991, p.52, n.29]。この livki が、疑いなくトゥルファン盆地で発見され、また半楷書体で書かれていることからほぼ10～11世紀に年代比定される Text-Nr.33 (1.6) に在証されたことの意義は大きい。

p.145 : Text-Nr.67 に付されている人名 MYR についての註 1 は、正しくは Text-Nr.61 への註である。

p.159 : Text-Nr.87 (O.2) を Intro. No.78 とするのは誤り。Text-Nr.87 は著者が先行研究文献として掲げる Tuguševa [1975] 論文中の第 1 文書である。一方 Intro. No.78 は、同じ Tuguševa 論文中の第 2 文書であり、SUK には Mi24 として収録されている [cf. トウグシェバ 1990]。

p.177 : Text-Nr.110 (Ot.Ry.1415) の先行研究文献として Yamada, Sale and Loan Contracts (=山田 III) を挙げるのは誤り。正しくは羽田・山田 1961, pp.202-203 & pl.15 である。羽田・山田 1961 は本書の文献目録にも追加する必要がある。

p.190 : サンクトペテルブルグ所蔵の Text-Nrn.89-92 の文書番号中の SJ は SI とするのが正しい。これは Ser-India (Serindia) の省略記号である。

なお、著者の提出したテキストについては、Laut [1996, pp.365-366] もいくつかの修正案を提示しているので参照されたい。

以上、評者が本書の真価を測りきれず、曲解・誤解にもとづく妄評を加えていたとすれば、謹んでお詫び申し上げます。冒頭に述べたようなウイグル語文献研究の発展は、個々の宗教典籍・俗文書の内容分析にとどまらず、あらゆるウイグル語文献から特定の事物・用語・術語を抽出して、その背景にある歴史・文化・社会像を考察することを可能にする状況を将来しつつある。本書は、このような方法論を先駆的に採用し、今後の研究にとって重要な出発点を提供す

るものとして高く評価されるべきであることを、末筆ながらあらためて強調しておきたい。

略号表・文献目録

(ABC順;ここに掲載したもの以外は本書の略号表・文献目録を参照)

荒川 正晴

1994: (評)山田信夫(著)『ウイグル文契約文書集成』『史学雑誌』103-8, pp.109-119.

羽田 明;山田 信夫

1961: 「大谷探検隊将来ウイグル字資料目録」『西域文化研究』4, 京都, 宝蔵館, pp.171-206, +pls.11-37.

堀 直

1983: 「トゥルファンのカーレーズ小考」護雅夫(編)『内陸アジア・西アジアの社会と文化』東京, 山川出版社, pp.459-480.

Intro.: L. Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th cc.)*. Dissertation of Indiana Univ. (Bloomington) Ph.D., 1975.

Laut, J.-P.

1996: (Review) S.-Ch. Raschmann, *Baumwolle im türkischen Zentralasien*, Wiesbaden 1995. *Orientalische Literaturzeitung* 91-3, pp.361-367.

宮崎 純一

1982: 「八世紀以前の中央アジアの棉織物生産について」『仏教大学大学院研究紀要』10, pp.45-62.

森安 孝夫(Moriyasu, T.)

1989: 「ウイグル文書笥記(その一)」『内陸アジア言語の研究』4 (1988), pp.51-76.

1990: 「ウイグル文書笥記(その二)」『内陸アジア言語の研究』5 (1989), pp.69-89.

1991: 「ウイグル=マニ教史の研究」『大阪大学文学部紀要』31/32.

1994: 「ウイグル文書笥記(その四)」『内陸アジア言語の研究』9, pp.63-95.

1995: Notes on Uighur Documents. *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 53, pp.67-108.

MOTH: J. Hamilton, *Manuscripts ouigours de IX^e-X^e siècle de Touen-houang*, I-II. Paris, 1986.

仁井田 陞

1940: 「土魯番発見唐代の庸調布と租布」『東方学報(東京)』11-1, pp.243-259.

關尾 史郎

1989: 「トゥルファン出土唐代税布墨書銘集成(稿)」『吐魯番出土文物研究会会報』21, pp.1-6.

庄垣内 正弘

1987: 「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』2 (1986), pp.17-156.

Stein, A.

1928: (ed.) *Innermost Asia*, Vol.III. Oxford.

SUK: 山田信夫(著)小田壽典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成 (*Sammlung uigurischer Kontrakte*)』1-3. 大阪, 大阪大学出版会.

トゥグシェバ(Tyrysheba, Л.Ю.)

1990: 松川節(訳)「ソ連科学アカデミー東洋学研究所レニングラード支部所蔵ウイグル文書2件」『内陸アジア言語の研究』5 (1989), pp.185-203.

山田 信夫(Yamada, N.)

III: 「ウイグル文売買契約書の書式」『西域文化研究』6, 京都, 宝蔵館, 1963, pp.29-62, +1pl.

IV: 「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』11, 1965, pp.87-216, +pls.1-6.

VI: 「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大学文学部紀要』16, 1972, pp.161-268, +pls.1-12.

XII: Four Notes on Several Names for Weights and Measures in Uighur Documents. In: L. Ligeti (ed.), *Studia Turcica*, Budapest, 1971, pp.491-498.

XVI: 「カイムトゥ文書のこと」『東洋史研究』34-4, 1976, pp.32-57.

Zieme, P.

1979: *Uigurische lab* "Spende". *AoF* 6, pp.275-277.

1995: *Philologische Bemerkungen zu einigen alttürkischen Stoffnamen*. *AOH* 48, pp.487-494.

in print: A Turkish Text on Manichaean Cosmogony. In: *Proceedings of the III. Manichaean Conference*. (本論文については, Prof. Zieme より印刷中の原稿を恵与いただいた. 特記して深謝する)

付記 本稿は平成8年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である.